

中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書

中小企業白書によると、昨年の企業全体の社長交代率は過去最低の3.08%を記録し、団塊の世代が引退に差し掛かる状況の下、特に小規模企業において事業承継が進んでいない現状が明らかとなった。

また、一年間に廃業する会社のうち、少なくとも4分の1の企業は後継者の不在を理由に廃業しており、これに伴う雇用の喪失は毎年20万人から35万人とも言われている。このことは雇用情勢にも大きな影響を与えているとともに、日本経済の発展を阻害する大きな要因となっている。

平成19年度の税制改正大綱には、承継当事者や関係者にとって最大関心事の一つである相続税等について、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討する必要性が明記されたところであるが、中小企業の雇用や高度な技術を守り、事業承継を円滑に進めていくためには総合的な対策を早急に講じることが求められている。

よって、国会及び政府においては、中小企業の事業承継円滑化のために、税制改正など下記のとおり必要な措置を行うよう強く要望する。

記

- 1 事業用資産に係る相続税は、5年程度の一定期間の事業継続等を前提に非課税とすべきであり、事業を継承する者の相続税負担の減免を図る包括的な事業継承税制を確立すること。
- 2 非上場株式について、相続税法上の合理的な評価制度の構築を図ること。
- 3 相続税納税の円滑化を図るよう、必要な措置を講じること。
- 4 税制面のみならず、情報面、金融面、法制面など、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討し、総合的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年（2007年）11月2日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
経済産業大臣

（提出者）全議員